



埼玉県本庄市

平成25年度予算事業

定住促進新築住宅取得奨励金

本庄市内に新築住宅を
建築、または取得した方に、



居住部分の固定資産税50%交付

※家屋の固定資産税が対象です。

市内に転入もしくは
中学生以下のお子さんがある世帯

交付率
15%加算

さらに、
市内建築業者を利用した場合

交付率
10%加算

- ・当該住宅の固定資産税を課税された初年度から3年間交付
- ・交付額の上限10万円
- ・平成25年度から平成29年度まで実施

上越新幹線
本庄早稲田駅から
東京駅まで50分！

補助要件などの詳しいお問い合わせは、

本庄市役所 企画課政策係

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

電話：0495-25-1157(直通)

Email：kikaku@city.honjo.lg.jp

本庄市マスコット

はにぼん



本庄市定住促進新築住宅取得奨励金のご案内

～ 本庄市に定住するあなたを応援します ～



該当する方は、提出期限までに申請書・請求書を提出してください

対象住宅

1. 新しく建築した住宅で、誰も居住したことが無いもの
2. 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、専ら自己の居住用に使用する住宅
(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているものを含む)
3. 建築後、平成25年度以降に初めて固定資産税が課税された住宅

交付対象

1. 上記の対象住宅を建築または購入した者（増改築や中古住宅の取得は除く）
2. 住宅の所在地に住民登録していること
3. 市税に滞納が無いこと

交付対象期間

当該住宅が建築された後、初めて固定資産税が課税された年度から3年間
※毎年申請が必要です。

対象年限

平成25年度から平成29年度まで
※平成29年度までに申請し、残りの期間がある方はその期間も交付します。

交付割合

1. 居住部分の固定資産税額の50%（家屋の固定資産税が対象です）
2. 次の要件のいずれかに該当する場合は、15%加算
 - (1) 当該住宅の取得時に、市内に転入した者
 - (2) 申請時に、生計を一にする中学生以下の子を持つ者
 - (3) 申請時に、生計を一にする中学生以下の子を持つ親族と同居する者
3. 市内に本社がある建築業者を元請使用した場合、または市内に本社がある建築業者から購入した場合は、10%を加算
※交付額の上限は10万円です。

申請方法

市税を完納後、下記の提出書類を市役所企画課へ提出（郵送）
提出期間 当該住宅の固定資産税課税年度の最終納期限日の翌日から3月末日まで
(3月末日が土日の場合はその前日まで)

提出書類

- ・ 本庄市定住促進新築住宅取得奨励金交付申請書
- ・ 売買契約書の写し（市内に本社がある建築業者を元請使用、または市内に本社がある建築業者から購入した該当者、初年度のみ）
- ・ 交付請求書

※本庄市定住促進新築住宅取得奨励金交付申請書および交付請求書は、市役所企画課で配布。
市ホームページからもダウンロード可能です。

【奨励金の交付】

申請内容を確認後交付を決定し、奨励金の振込みはおおよそ1か月後になります。